

## 序議付議事案書

開催・令和7年3月26日

所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一
件 名	東大和市ハラスメント処理委員会設置要綱の一部を改正する要綱について		
	区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則		
部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 組織改正に伴い委員の組織名称を変更するとともに、外部を含む構成員以外の者を必要に応じて、委員会の委員に加えることができる旨の規定を明記する。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3条の委員の構成について、「総務部長」とあるのを「業務改革推進担当部長」に、「職員課長」とあるのを「人事課長」に改める。</li> <li>第7条の意見等の聴取について、外部の構成員が委員会に出席する場合の文言について外部を含む構成員以外の者を必要に応じて、委員会の委員に加えることができる旨の規定を明記する。</li> <li>第9条の庶務について、「総務部職員課」とあるのを「政策経営部人事課」に改める。</li> </ul> <p>(3) 施行日 令和7年4月1日</p>			
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過) 総務課による事前審査済</p>			
<p>3. 留意事項(問題点等)</p>			
<p>4. 主管部処理案(検討結果等) 序議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>			
<p>5. 審議結果</p>			

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。